



悪徳業者にだまされないために!

全国で広がっている悪徳商法の情報（悪質な手口）を紹介します。代表的な手口を知っておけば、とっさの時にだまされたり、ひっかかったりすることを未然に防ぐことができます。今後も定期的に新しい情報を掲載し、紹介していく予定です。被害に遭わないようご活用ください。

▶▶▶▶▶▶▶▶▶▶▶▶▶▶▶▶ こんな手口が広がっています! ◀◀◀◀◀◀◀◀◀◀◀◀◀◀◀◀◀◀◀◀◀◀◀◀◀◀◀◀

事例1：「未払い金がある」と言って、工事請負代金の架空請求が多発（平成19年2月頃から中国地方で）。

事例2：「布団などの売り込みに来ないようにしてあげる」と言われ、管理費用として50万円支払ってしまった（平成19年1月頃中部地方で）。

事例3：手相鑑定で不安に陥れ、印鑑を買わされる被害発生（平成19年1月頃関東地方で）。

事例4：「裁判通知書」が届き、財産を預ければ裁判を回避できると言われ、全額貯金を送金したら架空請求だった（平成18年12月頃から中国地方で）。

事例5：「国民健康保険からの補助で商品代はタダ」などと言われ、敷布団とクッションを買ったがウソだった（平成18年12月頃から四国地方で）。

事例6：「この水を使えば、洗剤が不要になる」と言われ、万能水を作る機械を買わされた（平成18年10月頃から東北地方で）。

だまされないためのポイント!

- ★一度契約するとその情報を元に何度も契約を迫る二次被害が報告されています。勧誘されても業者の説明をうのみにすることなく、**即答せず**に周りの方や消費生活相談窓口へ相談しましょう。
- ★『訴訟、差し押さえ、強制執行、勤務先への連絡』など書いたはがきが郵送された場合、連絡すると根拠のない多額のお金を請求されたり、電話番号などの個人情報を知らせたりすることになるので、絶対に連絡してはいけません。
- ★架空請求の場合、基本的には無視することですが、**裁判所からの督促状が届いたり、脅迫されたり、しつこい請求がある場合は警察に通報**し、届いたはがきなどは証拠として保管しておきましょう。
- ★「100円で何でも買える」「体にいい、タダになる」などと言う、**うまい話**には気をつけましょう。

※全国消費生活相談員協会資料（参考）

ぜひご利用
ください

いなべ市 新コミュニティバス「アイバス」

6月1日 北勢町地域で実証実験運行開始

いなべ市では、誰もが利用しやすい交通機関としてコミュニティバス「アイバス」の実証実験運行を進めています。新しく6月1日からは、北勢町地域を運行します。

運行ルートは十社線、貝野線、山郷線、治田線の4路線で、通院、買物、通学に便利のように、また北勢線、三岐線への乗り継ぎも便利のように計画しました。

車両はノンステップの低床車で、車椅子でも乗車できます。

運賃は、どこから乗っても1乗車につき100円です。また回数券も販売します。

路線、時刻表など詳しい内容を記載したチラシは、運行エリアのご家庭に配布します。

※アイバスの運行で、北勢町内で旧町から三重交通(株)に運行委託していました自主運行バス（東貝野線、十社線、新町線）と巡回福祉バスは5月末をもって廃止しますのでご承知おきください。



問員弁庁舎 まちづくり課 T 74-5812 F 74-5822